

# 保險商品審査事例集

令和元年 6 月

金融庁監督局保険課

## 保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）IVにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当局と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当局における考え方を明らかにすることにより、商品審査において効率的に深度ある双方向の議論を行い、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することを期待する。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社においては、創意工夫を凝らした商品開発等を行っていただきたいと考える。

本事例集は、平成31年1月～令和元年6月に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

### 1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

#### (1) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、監督指針IV-5-3（契約者価額） 《一時払終身介護年金保険の解約返戻金》

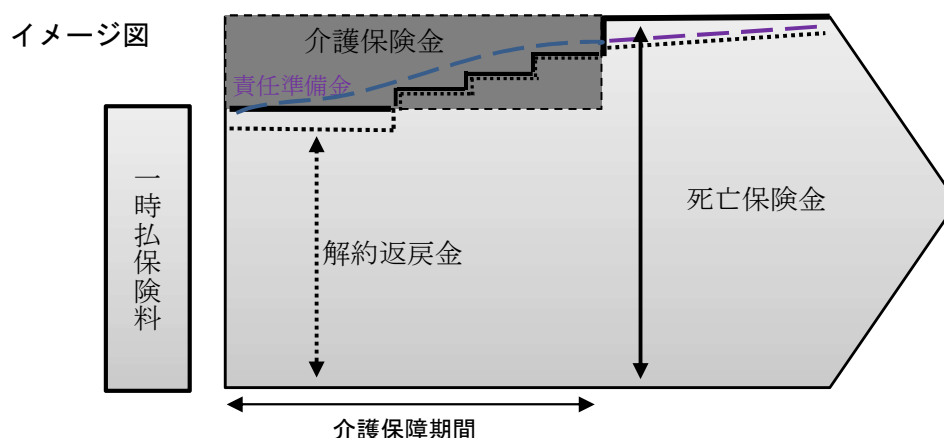
一時払終身介護年金保険の創設にあたり、解約返戻金を削減する仕組みの採用を取り止めて、解約返戻金を削減しない仕組みとした。

(コメント) 介護年金保険はいわゆる第三分野の保障性商品と位置付けられているが、①高齢になるほど要介護状態になる発生率が急激に上昇するという特性のため貯蓄性が極めて高いこと、②保険料を一時払とする商品であって解約返戻金額が削減される場合、中途解約の発生は僅かしか見込めない(予定解約率が低い)ことから、契約者にとって解約時の返戻金の削減額に対して保険料を低廉化する効果が過少なこと等を勘案すると、解約控除(予定新契約費(保険募集に要する費用の見込み)相当額)の範囲を超えて解約返戻金を削減することは適当でないと考えられる。

#### 《一時払終身保険の解約返戻金》

一時払終身保険に定期の介護保障を組み合わせた(介護保障期間中、死亡保険金を抑制)商品の解約返戻金について、当初5年間の解約返戻金額は、一時払保険料から新契約費相当額を控除した額を下回らない範囲とし、6年目以降、介護保障期間終了までの間は、責任準備金の増加に伴って死亡保険金及び解約返戻金が逡増する仕組みとした。(イメージ図)

(コメント) 一時払終身保険と定期の介護保障を組み合わせる介護保障期間中の死亡保険金及び解約返戻金(以下、「死亡保険金等」)の額を抑制する商品について、死亡保険金等を抑制する期間が長期に及ぶ場合は、貯蓄性を重視する商品性に鑑み、死亡保険金等と責任準備金との乖離(死亡保険金等の削減額)が大きくなるように留意する必要がある。本商品については、死亡保険金等の削減額を、介護保障にかかる責任準備金の額を超えないように設定しており、一時払終身保険の貯蓄性を損なっていないため、適当と考えられる。



(2) 法第5条第1項第3号イ(保険契約者等の保護)、施行規則11条1号(契約者の需要と利便)

《医療保障に死亡保障を組み込んだ場合の商品設計》

無解約返戻金型の終身医療保険(平準払い)に死亡保障を組み込んだ商品の創設にあたり、死亡保障の金額を一般的な終身保険の死亡保険金額と比較して低額に抑えるとともに、死亡保障の金額をどのように設定した場合であっても死亡保障部分の純保険料が医療保障部分の純保険料を明らかに下回るように、付加する特則や契約年齢ごとに死亡給付金の上限を設定した。

(コメント) 保険期間が終身の死亡保険(平準払い)は、高い貯蓄性を有しているため、顧客保護の観点から、解約返戻金額を過度に削減することは適当でないが、広く普及している無解約返戻金型医療保険に死亡保障を組み込む場合、契約者の利便性等を考慮して無解約返戻金型とすることを許容できる場合もあると考えられる。

この場合、保険契約の目的が実質的に医療保障を主とするものであることは当然であるため、死亡保障の金額については、葬儀費用等の水準を勘案し、必要最低限に抑えるとともに、主従逆転して死亡保障が主となることがないように商品設計する必要がある。このような観点から、本件のように契約条件に応じた純保険料の割合によって死亡保障の金額の上限を変えて設定することは合理的な手法と考えられる。

《保障内容を踏まえた顧客サポート態勢、募集上の留意点》

生活習慣病の治療のために所定の薬剤を投与、処方された場合に給付金を支払う商品の創設にあたり、募集時のパンフレット等の充実に加えて①処方等された薬剤が給付対象か否かを判別するツールを契約者等に提供、②継続的治療の場合の請求手続きの簡素化、③契約者等から診断書が提出された場合にこれに基づく請求勧奨等を実施することとした。

(コメント) 特定の治療等に特化した商品であり、保障内容の誤解や契約者等の請求漏れが懸念されるが、募集時の丁寧な説明、判別ツールの提供等重層的なサポート態勢により、保険金の請求手続きや支払いが適時適切に行なわれ、保険商品に求められる機能が十分に発揮されることが期待される。

**(3) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）**

《商品特性を踏まえた為替リスクの説明及び契約後の情報提供の充実》

外貨建の学資保険の創設にあたり、募集時に元本割れとなる為替レートを含む複数の為替レートをを用いたシミュレーションを用いて本商品に係る為替リスクを説明するとともに分散投資の一手段として用いることを慫慂することとした。

また、契約締結後は、定期的な通知によりその時点の為替レートで邦貨に換算した保険金の額等の情報提供を行うとともに、インターネットを介して解約返戻金額及び円換算レート（支払用）等の情報提供を行うこととした。

(コメント) 学資保険は、主として契約者が月々の保険料を支払い、保険金で子供の教育資金を準備するための商品であり、貯蓄性が求められているため、外貨建で販売する場合は、為替の変動が邦貨に換算した保険料、保険金及び解約返戻金にどのように影響するのかを契約者が十分に理解できるように募集時に説明する必要がある。この際、資金使途や時期が明確という商品特性を踏まえ、分散投資の一手段として用いることを慫慂することは、顧客本位の観点から有益な取組と考えられる。

また、普段、為替の状況等に意識を向けていない契約者も一定数想定されることから、契約期間中、為替の状況や邦貨に換算した場合の保険金や解約返戻金の額等の情報提供を適時に行うことは、顧客保護の観点から必要と考えられる。

《トンチン年金の販売について（適合性の確認、説明の充実）》

死亡時の支払金額および中途解約時の返戻金額を一時払保険料の7割より低く抑える個人年金保険（トンチン年金）について、販売対象を年齢、金融資産等の状況が中途解約を余儀なくされるおそれの少ないと見込まれる顧客に限定することに加え、募集時に、契約者の家族等に死亡時の支払金額等を抑制することについて説明する機会を設けることを保険会社が顧客に推奨することとした。

(コメント) トンチン年金は、契約者の長寿リスクに備える商品として優れている一方で、被保険者の死亡或いは中途解約時に支払われる金額が一時払保険料より抑制されるため、募集時には商品のこのようなメリットとデメリットを十分に説明する必要がある。また、契約者におけるデメリットを最小限にするため、契約者の年齢や金融資産の状況等に基づいて募集対象を制限することも顧客保護に資する取組と考えられる。

本商品は、死亡時の支払金額等を一時払保険料の7割とする従来の商品と比べて年金の受取額が大きくなるが、死亡時に遺族へ支払われる金額等が抑制されるデメリットも大きくなっている。契約者の死亡時の支払金を受取るのは契約者の家族であること等を考え合わせると、前述の取組に加えて、契約者の家族に対する説明を積極的に行なうことによって、商品に対する理解が進み将来に向けた契約者の生活設計の中で有効活用されることが期待される。

#### (4) 監督指針IV-1-8 (保険金額)

《保障の重複防止》

団体信用生命保険と団体信用就業不能保障保険のいずれにもガン一時金特約を付加できるようにするにあたり、両方の保険に加入する顧客については、いずれか一方の保険に限って特約を付加できることとした。

(コメント) 保険金額は、顧客のニーズに応じて設定する必要があるが、同一の保障を徒に重複して付加させること(重複保障)は、顧客に無用な保険料の負担を強いるおそれがあるため、顧客保護の観点から問題がある。重複保障を生じさせない態勢を整備し、顧客のニーズに合った保障を提供する必要がある。

## 2. 生命保険商品 (算出方法書)

### (1) 監督指針IV-5-3(契約者価額)、法第5条第1項第3号イ(保険契約者等の保護)

《市場価格調整に用いる残存期間》

利率更改型終身保険のMVAの計算に用いる残存期間(注)について、現行商品よりも長く設定するのを取り止めて、負債のデュレーションを基準として算出したものに近似するよう設定した。

(注) 中途解約に伴う債券の売却が資産運用に影響を及ぼす期間。

(コメント) 資産負債のデュレーションをマッチングさせる資産運用を行っている場合、MVAの計算に用いる残存期間についても、資産運用の実態と合わせて負債のデュレーションを基準として算出することが適当であるが、実務的にはMVAの対象期間を基準として算出したものに掛け目を乗じる計算方法とすることも一定の合理性が認められる。

ただし、保険商品の予定利率を高めるためにMVAの計算に用いる残存期間を徒に

長く設定することは、中途解約をする契約者に過度の負担を強いることになることに留意し、債券の残存期間と整合するよう実態に即した設定をする必要があると考えられる。

## (2) 規則第 10 条第 2 号（責任準備金に関する事項）

### 《責任準備金計算基礎率変更時の純保険料と営業保険料の比較》

計算基礎率を変更することにより追加の責任準備金を積み立てる場合において、責任準備金を計算する際、営業保険料と変更後の計算基礎率に基づいて計算した純保険料を契約ごとに比較し、いずれか小さい額を使用して算出した。

(コメント) 財務の健全性を維持するために保険計理人が実施する確認業務において、標準責任準備金の計算に用いる将来の保険料について、営業保険料と標準責任準備金の計算に用いる純保険料を契約ごとに比較していずれか小さい額を使用して算出していることを踏まえると、計算基礎率を変更することにより追加責任準備金を積み立てる場合においても、営業保険料と変更後の計算基礎率に基づいて計算した純保険料を契約ごとに比較し、いずれか小さい額を使用して算出することは、保守的な積立であり望ましい。

## (3) 規則第 10 条第 4 号（契約者配当）

### 《健康増進取組による団体保険の配当》

団体保険の配当について、団体の健康増進に向けた取組に応じて配当率に格差を設ける商品の開発を計画しているが、留意すべきことはあるか（照会）

(コメント) 契約者団体への配当については、発生した剰余に対する寄与度等に応じて支払う必要があるため、団体の健康増進に向けた取組についても、剰余の発生にどの程度寄与したか（又はするか）計測して導き出された寄与度に応じて配当率を設定する必要があると考えられる。なお、健康増進に向けた取組のインセンティブを理由として配当を増額することは、相対的に他の契約者の配当を恣意的に減額することにもなるため、契約者間の公平性が損なわれることに留意する必要がある。

### 《健康増進取組を反映させた団体保険の契約者配当率》

団体保険の配当について、団体の健康増進に向けた取組に応じて配当率に格差を設ける旨を保険料及び責任準備金の算出方法書に記載し、配当率は保険数理に基づく合理的な根拠をもって決定することとした。

(コメント) 団体保険の配当については、団体の規模等に応じて各団体に対する配当率を適用する旨を基礎書類に規定しているところであり、健康増進に向けた取組に

じた配当率を適用することについても、これと同様に基礎書類に規定することが整合的と考えられる。

### 3. 損害保険商品（約款・事業方法書）

#### （1）規則第 11 条第 1 号（保険契約者等の需要及び利便）

##### 《個人向け火災保険におけるサイバーリスク補償》

個人向け火災保険において、家庭内の I T 機器がサイバー攻撃を受けたことにより生じた損害について、修理費用やデータ復旧費用等を補償する特約を創設。  
なお、保険金の支払査定時には、I T 機器の損害がサイバー攻撃によるものであることを修理見積書等の客観的な資料により確認することとした。

（コメント）個人向けの居住用住宅において、今後、I o T 化の進展に伴いサイバーリスクが大きくなることを見込まれるため、このような新しいリスクによる損害を補償する商品を提供することは、顧客ニーズに対応するものと考えられる。また、保険金の支払査定時には、顧客の負担が過重にならないよう留意して、モラルリスクを排除する観点から、サイバー攻撃による損害であることを客観的に確認する態勢を整える必要がある。

##### 《水災時の補償範囲拡大》

個人向け火災保険の水災補償において、水災による浸水の程度にかかわらず、屋外に設置されたエアコンの室外機など特定の機械設備について、水災による損害を補償対象とする特約を創設。

（コメント）屋外に設置されたエアコンの室外機などは、設置場所の特性等から床下浸水であっても基幹部品が水没して故障する可能性があることから、昨今の水災被害が増加している状況踏まえ、このような損害を補償する商品を提供することは、顧客ニーズに対応するものと考えられる。

##### 《通院補償保険金の支払対象拡大（オンライン診療）》

傷害保険の通院補償保険金において、平成 30 年度診療報酬改定により新たに導入されたオンライン診療のうち、オンライン診療料の対象となる医師の診療を通院の範囲に含め、保険金の支払対象とした。  
また、オンライン診療料の対象となる診療については、同月内に複数回受診した場合であっても、1 回分の診療として通院補償保険金を支払うこととしている。

(コメント) 政府による在宅医療制度の推進により、従来の医師の往診に加え、オンライン診療が新たに導入されたことに伴い、新たにオンライン診療料の対象となる医師の診療を保険金の支払対象に加えることは顧客ニーズに対応するものと考えられる。

また、オンライン診療料の対象となる診療を同月内に複数回受診した場合の取り扱いについては、健康保険における取り扱いと平仄をとって公的連動とするものであり、顧客の分かり易さの観点から合理的と考えられる

#### 4. 損害保険商品（算出方法書）

##### (1) 法第5条第1項第4号イ、ロ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性、非差別性）

《マンション管理組合向け火災保険の保険料調整制度》

マンション管理組合向けの火災保険（注）において、過去に保険事故が多発している契約者の保険料を割増する一方、保険事故の少ない契約者の保険料を割引くなど保険事故の発生状況に応じて保険料を調整する仕組みを導入した。

また、当該仕組みの導入と併せて、契約者に対して保険事故の防止策を提案するなど保険事故削減に向けて働きかけを行うこととした。

（注）主にマンションの共用部分に生じた損害を補償する保険。

(コメント) 築年数が同じであってもマンションによって保険事故の発生件数に極端な差異があり、一部の保険事故多発契約が全体の保険収支に大きな影響を及ぼしている状況を踏まえると、契約者の保険事故の発生状況に応じて保険料を調整することは、合理的かつ妥当なもの認められる。

また、代表的な事件事例の開示や、それらの防止策の提案など保険事故削減に向けた働きかけを行うことは、契約者にとっても有益な取組と考えられる。